

季節労働者通年雇用に係る助成金のご案内

●指定業種事業所向け

以下の指定業種に該当する事業所が対象となります。

【指定業種】 ①建設業 ②林業 ③採石業及び砂利または玉石の採取業 ④水産食品製造業 ⑤野菜缶詰・果実詰または農産保存食品の製造業 ⑥一般製材業 ⑦セメント製品製造業 ⑧特定貨物自動車運送業 ⑨建物用粘土製品製造業 ⑩建設現場において据付作業を行う「造作材製造業(建具を除く)」、「建具製造業」、「建設用金属製品製造業(建築用金物を除く)」・「畳製造業」 ⑪農業(畜産農業および畜産サービス業を除く)

【助成制度の基本説明】

- 概要：季節労働者を様々な就業形態により対象期間中(12月15日～翌年3月15日まで)継続して雇用し、それ以後において少なくとも翌年度の12月15日まで継続して雇用することが見込まれる事業所に対して助成金を支給する制度です。
- 支給額：新規就労者(1回目)：対象期間中の支払賃金額の3分の2(71万円限度)
新規就労者(2回目)：対象期間中の支払賃金額の2分の1(54万円限度)
新規就労者(3回目)：2回目と同じ

利用例

月給20万円で季節労働者を通年雇用した場合(初年度助成)
→20万円×3ヶ月×2/3=40万円の助成!!

- 手続き：通年雇用届の提出→平成23年12月16日～平成24年1月31日
支給申請書の提出→平成24年3月16日～平成24年6月15日
- その他：休業助成、移動就労経費助成、職業訓練助成、新分野進出助成もあります。

●一般の事業所向け

上記の指定業種以外の業務を行う事業所が対象となります。

試行雇用(トライアル雇用)奨励金

ハローワークが紹介する季節労働者を事業主が短期間(原則3ヶ月)雇用し、その間に業務遂行にあたっての適正や能力を見極め、理解を深めたうえで、常用雇用への移行や雇用のきっかけを作る制度です。

- 支給額：一人につき月額4万円を最大に3ヶ月支給します。

試行奨励金に引き続き通年雇用奨励金の支給

トライアル雇用終了後、引き続き6ヶ月を超える日以降も一般被保険者として雇用すると、必要な経費の一部が助成されます。

- 支給額：トライアル雇用(季節労働者)終了後に移行した日から起算して6ヶ月の期間について、事業主が対象労働者に支払った賃金額の3分の1の額からトライアル雇用により支給された試行雇用奨励金の額を減額した額とします。(上限71万円、1回限り)

利用例

月給20万円で季節労働者を通年雇用した場合(初年度助成)
→20万円×6ヶ月×1/2-12万円=48万円の助成!!

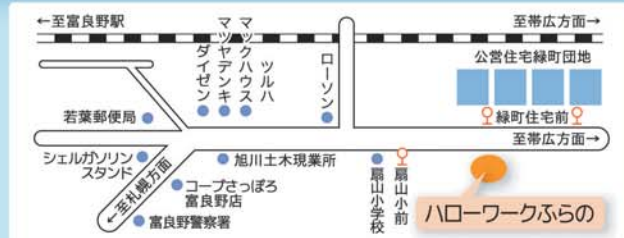
助成金の詳細・お問い合わせはお気軽にハローワークへ!

旭川公共職業安定所富良野出張所
ハローワークふらの

〒076-0021 富良野市緑町9番1号

TEL:0167-23-4121 FAX:0167-23-5009

*その他、助成金については、厚生労働省ホームページをご覧ください。



厚生労働省 事業主 給付金 検索

平成23年度 通年雇用促進支援事業

季節労働者の方
季節雇用している事業所

応援いたします



【通年雇用促進協議会の概要】

富良野広域圏通年雇用促進協議会は、平成19年10月より厚生労働省の委託を受け、富良野広域圏5市町村の自治体・経済団体・建設業協会・商工団体等の構成で組織され、沿線季節労働者の方が一般労働者(通年雇用)として働くことができるよう、スキルアップ支援、各種セミナーを実施しています。

富良野広域圏通年雇用促進協議会構成団体

【富良野地区】富良野市/富良野商工会議所/ふらの農業協同組合/社ふらの観光協会/山部商工会/中小企業同友会富良野支部/富良野市建設業協会/富良野地区連合会 【上富良野地区】上富良野町/上富良野町商工会/社かみふらの十勝岳観光協会/上富良野建設業協会/上富良野地区連合会 【中富良野地区】中富良野町/中富良野町商工会/中富良野町観光協会/中富良野町建設業協会/中富良野地区連合会 【南富良野地区】南富良野町/南富良野町商工会/NPO 法人南富良野町まちづくり観光協会/南富良野町建設業協会/南富良野地区連合会 【占冠地区】占冠村/占冠村商工会/NPO 法人占冠・村づくり観光協会/占冠地区連合会 【北海道】上川総合振興局